

平成28年第1回東大和市議会総務委員会記録

平成28年3月7日（月曜日）

出席委員（7名）

委員長	蜂須賀	千雅	君	副委員長	押本	修	君
委員	尾崎	利一	君	委員	大后	治雄	君
委員	関野	杜成	君	委員	中間	建二	君
委員	床鍋	義博	君				

欠席委員（なし）

委員外議員（8名）

議長	関田	正民	君	1番	森田	真一	君
3番	上林	真佐恵	君	4番	実川	圭子	君
5番	二宮	由子	君	9番	中村	庄一郎	君
17番	荒幡	伸一	君	20番	木戸岡	秀彦	君

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田	新一	君	事務局次長	長島	孝夫	君
議事係長	尾崎	潔	君	主任	櫻井	直子	君
主事	須藤	孝桜	君				

出席説明員（5名）

副市長	小島	昇公	君	総務部長	北田	和雄	君
文書課長	下村	和郎	君	総務部副参事	伊野宮	崇	君
総務部参事	鈴木	俊雄	君				

会議に付した案件

- (1) 第7号議案 東大和市行政不服審査会条例
- (2) 28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情
- (3) 所管事務調査
市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること
- (4) 行政視察について

午前 9時28分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） ただいまから平成28年第1回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（蜂須賀千雅君） 初めに、第7号議案 東大和市行政不服審査会条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして、提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（中間建二君） 何点かお尋ねいたします。

まず、1点目に今回新たに行政不服審査会条例の制定がされるわけですが、この条例が必要となる根拠として、国のほうの行政不服審査法の改正というものがあつたかと思えますけれども、この内容等について、御説明いただきたいと思えます。

○総務部副参事（伊野宮 崇君） 今回、行政不服審査法が全部改正という形で4月1日から施行されます。旧行政不服審査法につきましては、昭和37年に制定されまして、50年以上改正されておりました。その間、国民の権利意識の高揚ですとか、あるいは行政をめぐる通則法の整備、例えば行政手続法の整備ですとか、あるいは行政事件訴訟法の改正に伴って、国民の権利救済の制度というものが整えられてきました。今回、行政不服審査法は、その間改正がなかったわけですが、これらの環境の変化に応じて、全部改正ということで、新たな制度ができて、そして今回上程しております行政不服審査会といった第三者機関への関与という制度が導入されたということでございます。

改正の主な点というものは、公正性の向上と、それから使いやすさの向上という2点があります。

公正性の向上につきましては、今回の第三者機関の関与とともに、審理員という処分に関与しない者が審査を担当するという制度を導入しております。さらには、今回審査請求になるわけですが、審査請求の手続におきまして、例えば審査請求人に口頭意見陳述における質問権を保障したり、あるいは資料の閲覧だけでなく、写しの交付を認めたり、こういう形で審査請求人の手続的な権利も向上させております。

もう一つ大きな改正点の2点目でございますけれども、これは使いやすさの向上であります。

まず、不服申し立て期間でありますけれども、従前は60日、処分があつたことを知った日から60日という期間でございましたけれども、これを3カ月と、期間にして約1.5倍でございますけれども、延期いたしました。

それから、もう一つは先ほど私が不服申し立てと言って審査請求と言いましたけれども、審査請求への一元化というのがあります。これは、処分をした行政庁に対して不服を申し立てる場合は、異議申し立て、それからその処分をした行政庁以外の行政庁に不服を申し立てる場合は、審査請求という形で二本立ての不服申し立て制度がございましたけれども、これを単純に全て審査請求にすると、こういう形でございます。

それから、さらに細かい点でいきますと、例えば今まで不服申し立てを受けてから、行政庁がどのくらいの期間で最終的な決定に至るのかということにつきましては、特に法定がございませんでしたけれども、新しい法律は標準審理期間を設定するよう努力規定を設けました。さらに、不服申し立て前置の制度の整理、統合というのもございます。これは、行政に対する不服を申し立てる手続と、それから裁判所に対する訴えの提起、この関係において、一応建前としては自由選択制ということをとってございましたけれども、実は96法律において、先に不服申し立てを経て、その採決を経なければ訴えを提起できない、行政訴訟を提起できないと、こういう制度がございましたけれども、これを改めまして、68法律でその不服申し立て前置の制度を廃止したり、あるいは縮小したりして、自由選択制の幅を広げたと、こういう形でございます。こういった改正が今回の法

改正の内容であります。

以上であります。

○委員（中間建二君） 今の御説明で国のほうで、この行政処分等の公平・公正な取り扱いをより幅広くとり行う方向だということがよく理解できました。当市における対応なんですけれども、今定例会の初日において、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例、本会議でもう既に成立をしているわけなんですけれども、当市における法改正の対応、いわゆる今回この条例、今提案いただいております審査会条例に基づく第三者機関等の設置以外は、この初日の文言整理等によって、当市の対応としては、もう既にとられているということで理解していいかどうか、お願いいたします。

○総務部副参事（伊野宮 崇君） 先ほど申しあげました法改正の概要の中で、特に審査請求一元化、それから不服申し立て期間の延長というんでしょうか、こういった2点がございます。こういったものにつきましては、私どもの例規、特に条例ですとか、規則に影響を与えるものでございますので、そういった法改正の内容に適する形で条例、それから今規則のほうの審査を進めておりますけれども、整理をしたということでもあります。

それから、もう1点、実は改正行政不服審査法は、こういった審査の手続を整備しておりますけれども、条例で例外を定めることも許容しております。実は、情報公開と個人情報保護の2つの条例につきましては、既に審査会というものを導入しております、公開決定、あるいは開示決定に対する不服があった場合に、異議申立書を提出するわけなんですけれども、そういった異議申し立てがあった場合には、情報公開、個人情報保護審査会という第三者機関に諮問をいたしまして、そして答申を経た上で最終的な決定をすると、こういう制度が導入されております。そして、この制度を生かすような形で、条例に特別な定めというものを置けば、改正行政不服審査法の手続によらずに、条例の制度にのっとって審査請求を処理できるということになっておりますので、私どもとしても、既存の制度を生かす意味で、この2つの条例については、審査会制度の審査を継続するような条例というふうな形で改正しております。

以上でございます。

○総務部長（北田和雄君） 行政不服審査法にかかわる市の準備ですけども、簡単に申しますと、関連条例の改正は終わりました。それを受けて、関連規則の改正も今やっております。最後に残っていますのが、きょう御審議いただいている行政不服審査会、この条例が可決されて体制が整うと。条例が可決された後、委員の選任とか、そういったことで4月1日の施行を迎えたいというふうに考えています。

以上です。

○委員（中間建二君） よくわかりました。

最後に、今御提案いただいている審査会条例の中で設置をしていく審査会の委員は3人ということになっておりますが、この審査会の委員というのは、どういう立場の人を想定がされているのか。それから、この条例そのものは4月1日から施行するわけですが、この審査会の設置は4月1日に間に合うのか、それとも4月1日以降の設置ということになるのか、この点について、お尋ねしたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） まず、審査会の委員ですけども、条例にも書いてありますとおり、法律に詳しい、それから行政に詳しいということを一応想定しています。理由としましては、処分行為が適当かどうかという審査を行う、かなり専門的な部分がありますので、法律、あるいは行政運営に精通している委員を選びたいというふうに考えています。人選ですけども、現在候補者のリストアップを今している最中で、できる限り早く設置して、できれば4月1日の施行に間に合わせたいというふうには考えております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 条例の前提的なことで、今中間委員のほうからもありましたけども、幾つか伺います。

それで、行政不服審査法の改正があって、これに基づいて行政不服審査会を設置するということですが、処分に携わらない審理員が意見書を書いて、行政不服審査会に諮問するという仕組みのようですが、現在はどのような手続で、これらが行われているのか、これが1点。

それから、2つ目に市長の処分を受けた市民が審査請求書を提出して以降の手続の概要ですね。答弁書や反論書などのやりとりを経て、審理員が意見書を書くことになるのか。意見書というのは、却下や棄却や処分取り消しなどの裁決内容を、こうすべきだという内容で書かれるのか等々について、手続の概要について伺います。

それから、3つ目に審理員は処分に携わらないものという規定のようですが、具体的にはどのような立場のものが想定されるのか、3点伺います。

○総務部副参事（伊野宮 崇君） 3点御質問いただきましたので、順次お答えいたします。

まず、現行の手続でございますけれども、先ほど御説明いたしましたように、審査請求と異議申し立てという2種類の不服申し立て制度がありますが、処分をした行政庁に上級行政庁がなければ、異議申し立てという制度になります。市長処分の場合には、ほとんど異議申し立てでございますので、異議申し立てを中心に御説明いたしますけれども、まず異議申し立ての場合には、これはシンプルに御説明いたしますと、行政処分をした処分庁に異議申し立て書を提出して、その処分庁が決定を下す、こういうことであります。この決定を下すに当たっての手続でございますけれども、どのような方が審理を行うかということについては、現行法では特に規定はございません。

それから、今回お聞きいただいております行政不服審査会のような第三者機関に諮問すると、こういう手続もございません。ただ、先ほど御説明いたしました情報公開、それから個人情報保護に関しましては、条例で上乘せ手続という形で審査会というものが存在しますが、ほかの処分ではないということになります。

それから、具体的に審理手続に関する規定がないということですので、異議申し立てを受けて、それを実際に判断して、最終的な決定の起案を起こすと、この担当者についても、特に要件がございませんので、処分を行ったその担当者が異議申し立てに対する処理をするということも規定はされていないということでもあります。

今回この行政不服審査法というのが、全部改正されましたけれども、こういった点について、疑念が持たれる可能性があるという指摘がありましたので、改正に至ったということでもあります。

1点目は以上であります。

それから、2点目ですが、手続、特に意見書に関する御質問でございました。

新しい改正行政不服審査法による審査請求というものがありました場合には、まず審査庁は審理員というものを指名いたします。そして、その審理員が処分庁、処分を担当した部署になりますが、処分庁に対して弁明書というものの提出を求めます。そして、その弁明書の提出があった場合には、それを審査請求人に送付して、反論があれば反論書を提出してくださいということで、反論書の提出を促します。それから、そういった書類がそろいましたら、書類の審査をして、あるいは必要に応じて現場検証をしたり、あるいは専門家の意見を聞いたりという調査をいたしまして、そして審理員意見書というものを作成いたします。この審理員意見書がありますが、改正法の条文では審査庁がすべき裁決に関する意見書と、こういう表現でしかありません。総務省

は、これは裁決の原案になるものだということで説明をしております。総務省の資料によりますと、この意見書の記載事項であります。まず事案の概要、それから審理関係人、これは処分庁とそれから審査請求人のことですが、その審理関係人の主張の要旨、それからその主張がぶつかっている争点、そして審査請求に対する結論、これは裁決でいうと主文に当たるものですが結論を書きます。そして、その理由、こういったことを記載すべきだというふうに説明をしております。

それから、3番目の質問でございますが、審理員、どのような人になるのかということでありまして、改正行政不服審査法の9条の2項には、審理員として指名できなものであるというものが幾つか上げられております。例えば審査請求人と身分関係のある者、四親等内の親族というようなことは審理員にはなれないと。それと同時に、もう一つ重要なのは処分に関与した者ということ、この方が審理員にはなれないというふうに書いております。この関与したという意味でございますけれども、これは例えばその処分の起案の起票者ですとか、決裁をした方、それからその処分をするに当たって、調査のための立入検査などをした方、こういった方が処分に関与した者ということでございますので、これらは審理員という位置づけにはならないということでありまして。

私のほうとしては、こういった規定を勘案いたしまして、個別具体的な処分行為、こういったものには関与しない、例えば総務部などの管理部門の職員を審理員候補者として考えております。

以上であります。

○委員（尾崎利一君） ありがとうございます。

それで、1点目の現行から整備がいろいろされるということですけど、現状でも処分をした人が異議決定書を書くということは、これは通常でいうとあり得ないことだと思うんですけども、東大和市でもそういうことはないと思いますが、その点、1点ちょっと確認したいと思います。

それから、2つ目に今弁明書や反論書等々という手続についても御説明ありましたが、これらについては、これは法で手続、例えば1カ月以内に弁明書とか、反論書はどれだけ以内にやるとか、そういう詳しい手続は法のもとで定められているという理解でいいのかどうかということをお伺いします。

○総務部副参事（伊野宮 崇君） まず、1点目の今の現行制度における異議申し立てがあった場合の処理の仕方ではありますが、これは先ほど御説明いたしましたとおり、現行法では特に誰が処理をするかということの規定はございません。個別の処理ですので、ちょっと私もこの場でこういう形で処理がされるということは、ちょっと断言はできないのですが、一つ考えられることは、やはり現行の処分について、一番背景ですとか、内容ですとかを知っている方、これが再度異議申し立てを契機に再考して決定の手続に入るということも考えられるだろうというふうに思われます。

それから、2点目の弁明書の提出でございますけれども、これは現行法では審理員が行うんですが、このときに提出期限等は審理員が設定をいたします。ですので、特に法律には弁明書の提出を求めるものとする審理員はということで、こう書いてありますので、これは審理員権限という形で設定しております。

以上であります。

○委員（尾崎利一君） それでは、条文に沿って若干伺いますけれども、第4条のところ臨時委員というのが出ていますけれども、いろんな事案があるわけで、その事案に明るい方に臨時委員になってもらって、審査会の審査を行うということだと思いますが、この臨時委員というのは、どのようなものが想定されるのか。

それから、この附則のところ行政不服審査会委員の日額9,000円ということで、報酬が定められています

けれども、臨時委員については報酬はどうなっているのか伺います。

それから、第5条のところ、会長の専決処分について記載されていますけれども、審査会の議決に基づいて、その範囲内で専決処分をすることができるということですが、その範囲はどのようなものと想定しているのか伺います。

○総務部副参事（伊野宮 崇君） それでは、まず第1点目の臨時委員のことではありますが、現行の条文では特別の事項を審査させるため必要があるときと、こういう要件で臨時委員を委嘱できるという形をとっております。この制度を導入したのは、もともと行政不服審査会というものが、非常に広範な市長の処分に対する審査請求が出てきたときの審査機関ということでございます。その処分の範囲が非常に広範であるということと、それから地方分権で市長の処分権限が都道府県知事の権限から、市長におりてきたものが幾つかございます。こういったものの中には、非常に専門的な要素が高いものがございます。例えば社会福祉法人の定款認証行為は、市長の権限委譲という形で移りましたけれども、こういった場合に経営の健全性を判断するに当たっては、例えば公認会計士の御意見が必要だったりすることがございます。こういった形で、専門性の高い事項については、専門家に審議に入っていただいて、裁決にも加わっていただくという意味で、臨時委員という制度を導入いたしました。ただ、不服申し立てというのは個別の事案でございますので、どの程度の専門性の高い問題なのかどうかというのは、まさにその事案を見てもわからない。専門的な要素があるにしても、例えば行政不服審査会はさまざまな調査権限を持っておりますので、専門家の意見陳述を聞いて、そして答申を出すということでも対応できることもございます。そういう意味で、専門性があるから必ず臨時委員を導入するというわけではなくて、非常に深い審議が必要で、委員として審議に関与していただきたい。そして、裁決にも関与していただきたいというときに、臨時委員を導入するということでもあります。

それから、次の報酬の話でありますけれども、報酬はこれは臨時委員を導入した場合には、定足数ですとか、議決要件においては全く普通の委員と同じ扱いをいたします。このために、処遇においても普通の委員と同じように月額9,000円の報酬を払うということでもあります。

以上が1点目でございます。

それから、2点目ではありますが、会長の専決処分でございますけれども、これは改正行政不服審査法がさまざまな手続を導入いたしました。その中には、非常に事務的な要素が強いものがございます。例えば1点、例を説明いたしますと、主張書面ですとか、資料というものを審査会に提出することが審査請求人にはできませんけれども、こういった場合の提出期限の設定ですとか、そういったものは合議機関で審議するという実益が乏しいものですから、会長のほうの専決事項として、迅速な処理を図ると、こういった意味で会長の専決という制度を導入したということでもあります。

以上であります。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 自由討議を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第7号議案 東大和市行政不服審査会条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 起立多数。

よって、本件を原案どおり可決と決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時54分 休憩

午前 9時55分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○事務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情

○委員長（蜂須賀千雅君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（尾崎利一君） この陳情趣旨で憲法尊重擁護義務というふうに書かれているわけですが、これは憲法99条で規定をされているものなわけですよね。ですから、憲法で定められた憲法尊重擁護義務に反して改憲発言を繰り返していると。ここに書かれている2月3日、4日、5日だけではなくて、最近では自分の任期中にやり遂げたいというようなことも含めて、再三にわたって発言をしているわけです。それで、国会は憲法99条で憲法改正の発議権を持っていますから、国会議員については憲法改正について、もちろんケースにより

ますけれども、発言をするということは当然できるわけですが、首相は行政府の長ですから、憲法に基づいて国の政治を行わなくてはならないという義務を負っているわけで、首相を初めとした閣僚には、やはり憲法改正を主張するという権限は持たされていないと解するのが当然だと思うんですね。そういう点でいうと、極めて重大な発言だというふうに思いますから、こういう民主主義を破壊する、私たちの暮らしの根底である憲法に基づかない発言ですから、やっぱりきっぱりと抗議をするということをしていく必要があるというふうに思います。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますか。

○委員（床鍋義博君） 尾崎委員がおっしゃったように、それももつともなんですけれども、これに関しては地方自治体が発言にくみするとか、しないとかいうことを表明するということが、適切かどうかということを考えなければいけないのと、まず第一に考えなければいけないのは、この28第9号陳情の9条明文改憲発言に抗議する陳情ということで、例えばそれを今度これを認めてしまうと、どんな発言もできないことになってしまうと、それこそ表現の自由とか、そういったところがないがしろにされる。それ自体が憲法を尊重しないことになるのではないかなという、危険性が同時にはらんでいるんですね。ですから、この内容に関しては、非常にこのまま認めるということをする、非常に自治体として、議会としても、ちょっと危険性があるかなというふうに感じました。

以上です。

○委員（大后治雄君） 陳情を出された方々のお気持ちは、よくわかるんですけども、行政府の長を含めた閣僚などが発言してはいけないという根拠が正直わからないです。99条に規定されているものは、憲法尊重擁護義務、確かにあるんですけども、そこにどういったようなところで、それを読むと行政府の長を含めた閣僚が発言してはいけないということになるのかというのが、正直わからないです。

それと、そもそも憲法の改定条項というのが憲法に明記されている以上、改憲というのは憲法違反でもなく、タブーでもないというところは、基本中の基本だろうと思いますし、したがって明文改憲発言云々というのは、憲法尊重義務に義務擁護違反には当たらないのではないかというのは私の見解です。むしろ、明文改憲を行わずに、無理のある解釈改憲をしているということのほうが、私はむしろ問題だと思っていて、その点でさきの安保法制は問題であるというふうに私は思っています。その内容がどうであれ、憲法改正というのを口にしてはいけないという考え方は、およそ言論統制的な物言いになりがちでありまして、自由主義、民主主義にはちょっとなじまないものだというふうに考えます。憲法を、もし守れというのであれば、憲法の改憲条項の存在も認めつつ、それに関連した他人の発言もする権利もぜひ認めていただきたいなというふうに思っています。そういった意味で、今回のこの陳情に関しては、ちょっと論理矛盾があるのかなと。これに関して、私どもが議会としての機関決定として、例えば採択というような方向にもし行ってしまったとすれば、採択をしたとすれば、これは公権力を持った機関が憲法違反をあえて認めるというような内容に踏み込むのではないのかというおそれがありますので、私は正直これに関しては踏み込みたくないなというふうに思います。

以上です。

○委員（中間建二君） 今の床鍋委員、また大后治雄委員のほうから、陳情を採択すべきでないという趣旨の発言、御意見だというふうに受けとめました。私も全く、そのように考えます。一方で、私は現在のまず自衛隊の存在、また自衛隊の活動は憲法9条の枠の中で行われている実力部隊であり、活動であると考えておりますし、また昨年成立した平和安全法制も憲法9条の枠の中で、日本がとり得る自衛の措置を明確にした法整備で

あるというふうに考えておりますので、現状で憲法9条の改正の必要性は私は全く感じておりません。

一方で、この陳情については先ほど来、御意見がありました理由を全く私も同感に思いますので、陳情は採択する必要はないと考えております。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますか。

○委員（尾崎利一君） 首相の改憲発言が憲法上許されない発言だということが、言論統制に当たるのではないかという趣旨の御発言もありましたけれども、一人一人の国民の言論表現の自由という問題と、内閣総理大臣、そして閣僚は三権分立の行政権を担う立場にあるわけです。行政は、当然憲法のもとに、憲法の範囲内で行政を行うという義務を負っている、そのトップが改憲発言を繰り返すと、憲法を変えるべきだということを繰り返すことと、一人一人の国民が憲法改正について発言するのは、全く次元の違う問題だというふうに私は思います。

それから、そういう点でいうと、昨年9月の安保法制、戦争法の強行ありましたが、これも一内閣の憲法解釈を閣議決定で変えるだけで、憲法9条が禁じるというふうに、それまで歴代政権が言っていた集団的自衛権の行使に踏み込むというものですから、立憲主義全くわきまえない暴挙だったわけですが、今度の発言も、やはり憲法の範囲内で行政を行う責任があるという、立憲主義をわきまえない発言だと言わざるを得ないというふうに思います。ですから、やはりこの問題については、きっちりと声を上げるべきだというふうに考えています。

○委員（大后治雄君） 改憲すべきあるという発言と、発言の中には憲法をないがしろにしろという発言は含まれていないというふうに思います。いわゆる憲法を破壊しろというような発言が、もし含まれていて、違憲を促しているような発言が、もしあるとすれば、私は当然抗議すべきだと思いますが、そうではなく憲法改正しろと、憲法改正すべきだというような発言があっても、それは直ちに憲法をないがしろにしているというようなことにはなり得ないというふうに私は考えます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） やはり、憲法を読み返してみても、今尾崎委員の言ったように、首相だからこれは制限されるべきだというものが全くないわけですよ。憲法をやっぱり尊重するのであれば、憲法の条文を素直に読んで、そこに合致するかどうか考えるべきなので、何人にも保障されているものを解釈によって制限することの怖さを僕は主張したいと思います。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますか。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（大后治雄君） 議席番号6番の大后でございます。

この場におきまして、28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情に反対の立場で討論を行います。

陳情趣旨にございます憲法尊重擁護義務を全くわきまえない一連の発言とは、具体的に何を指しているのか、

正直よくわかりませんが、仮に陳情理由にある憲法9条2項の改定に言及した際の発言をそうとするのであれば、これらは首相個人の憲法観、憲法に対する見方等を述べたものにすぎず、政治家として何らかの見解を持ち、それを明らかにすることは当然であり、憲法尊重擁護義務を全くわきまえないこととは明確に異なるというふうに考えます。

また、現行日本国憲法には改憲条項が明記されておりまして、憲法改正は憲法違反でもなければタブーでもないことは明白であります。つまり、単に明文改憲発言をしたという一事を指して、憲法尊重擁護義務を全くわきまえないとするのは言い過ぎでありまして、したがって本陳情には賛成できないということでございます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情に賛成をし、意見書を提出するよう求める討論を行います。

安倍首相は一政治家ではなくて、行政権を担う内閣総理大臣、首相という立場にあります。その安倍首相が、ここで出されている2月の発言だけではなくて、最近では自分の任期中に明文改憲をなし遂げたいということも言っている。これら一連の発言が国会の場で、内閣総理大臣として発言をされている。私は重大な事態だと認識しています。ここの陳情で記された首相としての憲法擁護義務というのは、日本国憲法99条で定められています。天皇、または摂政及び内閣総理大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うというふうに定められているわけです。もちろん、憲法96条で憲法改正の発議権は国会にあるわけですから、国会の構成員である国会議員には改憲の主張が認められることは、これは当然のことですが、内閣の一員たる閣僚には、その権限はない。行政権を担うトップである首相が、憲法を攻撃し、明文改憲を繰り返し主張するというのは、憲法を擁護するという立場と全く逆行するわけで、99条に真っ向から反し、その資格にかかわる重大問題だというふうに着目します。

憲法では、97条から99条は最高法規という章に当たります。安倍首相は日本国憲法が国の最高法規であって、首相1人の勝手にはならないものなのだとすることを全く理解していないと私は思います。98条は憲法に反する法律は無効だとしているのに、閣議決定で憲法解釈を一方的に変更して、違憲立法である安保法制、戦争法を強行しました。憲法を遵守し、擁護する義務を全く理解していないというふうに着目し、得ません。

それから、陳情には東大和市平和都市宣言のことも書かれています。平和を愛する全世界の人々と手を携えて戦争と核兵器のない世界の建設に向けて努力するとしています。安倍首相の狙いは憲法9条、自衛隊をここで軍隊と位置づける。これは、現状を追認するといった生易しいものではないと思います。集団的自衛権の行使に限定的なものなどあり得ないと思いますが、軍隊として認めれば理屈の上からも、まさに無限定に集団的自衛権を行使できるようになるということになります。全ての戦争の防止を平和都市宣言で掲げる東大和市議会として、安倍首相の明文改憲発言に抗議する意見書を提出すべきだと考えます。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

28第9号陳情 第190回通常国会における安倍首相の9条明文改憲発言に抗議する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（蜂須賀千雅君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から平成27年12月から平成28年2月までの災害対応等について、お手元の資料のとおり報告がありましたので、御確認をお願いしたいと思います。

この資料について、御質疑等あれば御発言をいただければというふうに思います。お願いいたします。

○委員（中間建二君） 大変に御苦労さまでございます。また、きのう防災フェスタも開催されまして、大変に御苦労さまでございました。

火災の対応なんですけれども、6件の報告をいただいておりますが、特段この火災の発生原因等についての傾向だとか、状況等がありましたら、あわせて御報告いただければと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 火災の発生原因等でございますが、今回この3カ月間におきまして、6件の火災がございました。3件につきましては、誤報ということで、3件が部分焼等ございました。そのうち2件が自動販売機の火災と車両の火災ということでございましたが、車両の火災につきましては、桜が丘2丁目、⑥番でございますが、こちらのほうの火災については、たばこの火が原因で車両が火災を発生したということになりまして、一般の住宅火災におきましても、たばこの火災というのが一応トップになってございますので、必ず喫煙される方は車の中におきましても、たばこの火は消しとめていただいてから外出するような、車外に出るようなことでお願いできたらというふうに考えてございます。

その他につきましては、自動販売機の火災については、小銭を狙った盗難ということがありますので、それに基づく放火ということでございましたので、特にほかにつきましては、通常と変わりございません。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 自動販売機の火災なんですけれども、窃盗の目的ではないかというような御説明がありましたけれども、これは東大和市を含めて、近隣市等でこういう事案が今多発しているような状況があるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 非常に自動販売機の単独設置というのは、余りないんですが、今回この上北台につきましては、駐車場におきまして単独設置ということでございましたので、通常店舗の前に置いてあるものについては、なかなかカメラ等が設置されてございますので、こういうことはございませんが、単独設置の自販

機については他府県でも、このようなことで盗難目的で火災発生という部分があるというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） ありがとうございます。

最後にもう1点、2枚目の東大和市の刑法犯の発生状況等の数字を御報告いただいております。

東大和市での青パトによる防犯パトロールや、また自治会の皆様の御協力等もあろうかと思えますけれども、前年度と比較して発生件数が41件減少しているという報告になっておりますけれども、これらの当市の今の取り組み状況等について、どのような総括をされていらっしゃるのか伺いたいと思えます。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 今、お話しございましたとおり、昨年は921件、前年度に比べて41件減少しているということでございますが、この犯罪のベストスリーというのは、ずっと変わってございませんで、第1位が一番目の自転車の盗難でございます。こちらが404件ということで、3件ふえてございますが、パーセントでいくと43.9%ということで、もう依然として自転車盗難が第1位を占めてございます。2番目が、その他の項目になりますが241件、こちら6件減少でございますが、暴行とか傷害、こちらもやはり毎年第2位を占めてございます。また、第3位が器物損壊ということで、こちらは103件ということでございます。31件減少してございますが、やはり上位の1、2、3というのは、引き続き件数を底上げしている部分でございます。

市として、どうしていくかという部分でございますが、自転車の盗難につきましては、市の都市建設部の土木課とも連携いたしまして、鍵をかけていただくとか、非常に盗難に注意していただくようなことでとっているところでございますが、こちらのほうの特に今7番でございますが、件数的には14件、特殊詐欺の関係でございますが、7件減少してございますが、非常に今警察と市のほうでも、また防犯協会と連携しているところでございますが、特殊詐欺、振り込め詐欺の件数が減っているんですが、14件で被害総額が約2億1,000万円というふうに聞いてございます。また、今年度についても、既にもう7件発生してございますので、被害総額も1億5,500万円ということになってございます。市では、昨年から自動通話録音機の貸し出しも含めてやっております。こういうことで、貸与することで高齢者の方への広報もやっていきたいと思っております。また、新年度に向けて、新たに30台また貸与のほうを東京都のほうからいただけるということでございますので、引き続き特殊詐欺につきましてはの振り込め詐欺等、高齢者の方への広報はしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 2枚目の2のところ、犯罪の内訳が出ております。これを見ると、桜が丘地域すごい多いなと思うんですけども、もちろん万引きなんかは大型商業施設があるので、この件数なのかなというのは、ある程度予想はできるんですが、13番のほうのその他、暴行、傷害のところ、突出して桜が丘は66というふうにあるんですね。これは、やはり駅に近いところが、そういうところになるんじゃないかなということは予想されるんですけども、これ駅前の交番があつたりすると、これは減るんじゃないかなというふうに、単純に考えますので、そのあたり警察の予定とか、この件数を見て、これはちょっと突出して多いからという対応とかというものというのは考えられないのかなということをお聞きします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） こちらの桜が丘ということで記載してございます66件でございます。その他の関係は、非常に曖昧な部分が傷害を受けたとか、傷害らしきものがあつたと、いざこざという部分の関係のその他という項目で絞られた部分でございまして、網羅された件数になってきてまいりますので、一概に非常にひど

い暴行であったとか、そういうものも含まれますが、必ずしも件数が示しているような数値以上のものを感じ取れるものではないかなというふうには思っています。ですが、東大和市駅前の交番があれば、そういう部分では非常に防げるのかなということも、抑止力になるのかなというのはありますので、市としましては、議会等で陳情もいただきました関係で、毎年東大和警察署のほうに交番設置の要望につきましては、要請しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（関野杜成君） 1ページの誤報というところなんですけど、これ理由がどういったものか、わかるのかというのと、あと先ほども自動販売機というのがあったんですが、自動販売機盗難するのに、なぜ燃えるのかというのが、ちょっとわからないんで、そこら辺を——お金が取れなかった腹いせに燃やしているのかという状況なのか、ちょっと教えてください。

それと、あと2ページ目の万引き犯、これ年齢層とか、そういったものがわかるのか。多分、いろいろ市のことをやっているから御存じだと思いますけど、高齢者の万引きがふえていると、背景にはお金がなかったり、寂しさだったりというようなお話を伺っているんですが、ここら辺がどういうものか、把握されているのか、お願いします。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 3点御質問いただきました。

まず、1点目の火災のほうの誤報の関係でございますが、この誤報につきましては、ほとんどが火災報知機を誤って押ししてしまったというような状況でございます。

また、2点目の自動販売機の関係でございますが、小銭を取る目的で火をつけたということで、通常は鉄でできているから自動販売機って燃えないのかなと思うんですが、中の構造的には強化プラスチックが使用されておりまして、一旦火を入れられますと中のほうは鉄で覆われている中のほうは燃えてしまうというような状況でありますので、まっ黒げになっているという状況でございます。ちょっと理由のほうは、なかなかその辺のところは消防署のほうから、そちらの関係については、まだ入ってございません。

あと3点目の2枚目の万引き犯のところでございますが、こちらのほう昨年75件、一昨年に比べますと26件ふえてございます。お話のとおり、警察署のほうから高齢者の万引き件数がやはりふえているということで、こちらの件数によりまして、1.5倍になっていると。以前は、ほとんど万引きというのは小中学生、低年齢の方の行為が多かったんですが、最近では高齢者の方の万引きが上回ってしまっていると、低年齢を上回っているということで、件数的にはちょっと明らかにされておきませんが、高齢者の万引きがふえているということで、報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○委員（関野杜成君） ある意味、市として対応ができる部分だと、高齢者の部分は思うんですけども、何かしらこういったもので何か対応を考えていたりするのか。

○総務部長（北田和雄君） 市の対応ということですが、高齢者の万引きの原因がさまざまあるかと思っておりますので、その辺が余りはっきりしていませんので、特に具体的な対応ということはやっておりませんが、ただ高齢者を支援するさまざまな制度がございますから、それらを活用することで生活の安定を図れば減少していくのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに御質疑ございますか。

○委員（中間建二君） せっかくの所管事務調査ですので、もう1点だけ、昨日の防災フェスタですけれども、3回目の開催で天候にも恵まれて大盛況で終えられたと思っております。また、多くの議員も参加しておりましたので、終わったばかりですけれども、当日の参加人数ですとか、事業の状況等の総括的な御認識等、御発言いただければと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 昨日実施しました防災フェスタの関係でございますが、議員の皆様におきましては、参集訓練ということで会場のほうまでお越しいただきまして、本当にありがとうございました。当日、私どもも心配していたところでございますが、時間を追うごとに天候が回復いたしまして、今回3年目におきまして、一般の方が2,208名ということで、参加を得ております。関係機関の参加者を含めると、2,600名以上を超えるかなというふうには思いますが、大盛況のうちに防災フェスタを終了できたということで、やはり今回もそうなんです、若い夫婦の方がお子さんを連れて、非常に子供たちのために催しているという部分がございます。若い方に防災意識を持っていただくということで、引き続き防災フェスタも訓練じゃなくて、今回もそうですが、スタンプラリー等を実施しまして、楽しめるもので、楽しみながら防災の意識を深めていただくということで、今後も続けてまいりたいというふうに考えてございます。半日でございますが、本当にありがとうございました。

以上でございます。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに御質疑ございますか。

以上で、本件の報告を終了いたします。

ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、行政視察について、本件を議題に追加いたします。

本件につきましては、1月28日、29日に長崎市の平和推進事業・被爆継承推進事業・平和祈念アピール事業等について、原爆遺構の現地調査及び端島炭鉱の保存に関する取り組みについてを視察いたしました。

お手元に行政視察報告書を御配付いたしましたので、御確認いただきたいというふうに思います。

委員であります中間建二委員のほうで、こちら取りまとめいただきまして、また視察も皆さん御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、報告書のほう、まずお目通しいただければというふうに思います。

それでは、報告書の内容等について、何か御意見含めてございましたら、挙手にて御発言いただければというふうに思います。

○委員（大后治雄君） 本当に、よくまとめていただきまして、ありがとうございました。

特に、やはり平和の日というようなところの私どもとしても何らかの形で、そういったものを超党派で全部の議員で、いろいろとやっていければいいなというところを、中間さんも含めて、いろいろと話をさせていただいて、できればやりたいなというふうな話をさせていただいていますので、そういった意味でいろいろと

しっかりとまとめていただいて、ありがとうございました。

○委員（床鍋義博君） 本当に中間委員、まとめていただきましてありがとうございました。

視察最中も話したんですけれども、実際に行ってみるとというのが、非常に大切だなと。私は広島は行ったことあるんですけれども、長崎は初めてで話に聞くのと、実際に現場で見て、ここでそのようなことが起こったという、悲惨なことが、より一層感じられるんですね。それは、やはり東大和市にある変電所も同じだと思うんですね。あれを残していくことで、平和の大切さということ、東大和市は本当に推し進めていく必要があるんだと。それが、やはり本当の意味で平和の大切さということを守っていく、戦争をしていかないという、起こしてしまうと大変なんだということが、子供たち、もちろん大人もそうなんですけれども、子供たちの教育にとっても一番いいのかなというふうに思いましたので、先ほど大后委員からありましたように、平和の日とか、そういうことを定めながらも、それを見据えて平和都市宣言をしているわけですから、そういった活動をより一層、西の原爆ドーム、東の変電所と言われる、私たちだけが言っているだけじゃなくて、日本全国、世界じゅうから言われるくらいのものでしていきたいなということを、より一層感じました。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） よろしいでしょうか。

本日、委員の皆様にご確認いただきました行政視察報告書につきましては、関田議長のほうへ報告し、ホームページに掲載することといたします。

また、このたびの行政視察において、所管事務調査、戦後70年における東大和市の平和事業の実施状況と今後の充実についてにかかわる報告内容につきましては、今いただきました御意見も含め、所管事務調査報告書にしっかりと反映させていただきたいと思っております。

以上で、行政視察についてを終了いたします。

○委員長（蜂須賀千雅君） これをもって、平成28年第1回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時35分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 蜂 須 賀 千 雅